が購入者等に対し支払わせるものの総額（抵当権の設定の登記若しくは登録若しくはこれらの抹消に要する手数料又は公正証書の作成に要する手数料（法令に規定する手数料に限る。以下「登記等手数料」という。）を割賦販売の手数料に含めない旨が明示されているときは、登記等手数料を控除した額）。以下同じ。）が二千五百円未満のときは、示さないことができる。

一　［略］

二　指定商品若しくは指定権利を販売しようとする相手方又は指定役務を提供しようとする相手方が読みやすく、理解しやすいような用語により、正確に示すこと。

一　［略］

二　次の表の上欄に掲げる用語をそれぞれ同表の下欄に掲げる定義により用いること。

| 用語 | 定義 |
| --- | --- |
| 現金販売価格 | 商品の引渡し又は権利の移転と同時にその代金の全額を受領する場合の価格 |
| 現金提供価格 | 役務を提供する契約の締結と同時にその対価の全額を受領する場合の価格 |
| 現金価格 | 商品の引渡し若しくは権利の移転又は役務を提供する契約の締結と同時にその代金又は対価の全額を受領する場合の価格 |
| 割賦販売価格 | 割賦販売の方法により商品又は権利を販売する場合の価格 |
| 割賦提供価格 | 割賦販売の方法により役務を提供する場合の価格 |
| 割賦価格<br>分割払価格 | 割賦販売の方法により商品若しくは権利を販売し、又は役務を提供する場合の価格 |
| 月賦価格 | 割賦販売の方法により商品若しくは権利を販売し、又は役務を提供する場合の価格であつて賦払金の支払が月一回であるもの |
| 前払式割賦販売価格 | 前払式割賦販売の方法により販売する場合の価格 |
| 予約積立価格 | |
| 月掛予約価格 | 前払式割賦販売の方法により販売する場合の価格であつて賦払金の支払が月一回であるもの |
| 頭金<br>初回金 | 割賦販売の方法により指定商品若しくは指定権利を販売する契約又は指定役務を提供する契約（以下「割賦販売の契約」という。）の締結に際し購入者等が割賦販売業者に支払う金額 |
| 申込金 | 購入者等が割賦販売の契約の予約を目的として割賦販売業者に支払う金額であつて、契約が締結された場合には頭金に充当され、契約が締結されなかつた場合には返還されるもの |